



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 企業局事項

- 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… 1
- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 2
- 沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 2
- 沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程…………… 2
- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 3

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局嘱託員設置規程及び沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令… 6
- 沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 6
- 沖縄県病院事業局嘱託員の時間外勤務手当の支給に関する規程を廃止する訓令…………… 7

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第2号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 仲 田 文 昭

### 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 支出命令者 沖縄県企業局事務決裁規程（平成10年沖縄県企業局管理規程第3号）に基づき、支出を決定し、命令することができる者

第33条の2第1項中「課長等は、」を削り、「ときは」の次に「、課長等、財務監及び本庁の班長は」を加える。

第33条の4、第34条第1項、第34条の2第1項及び第34条の3第2項中「課長等」を「支出命令者」に改める。

第37条第1項中「第11号」を「第13号」に改め、同条第2項中「課長等は、」を削る。

第38条第1項中「所属する課長等」を「支出命令者」に改め、同条第2項中「課長等」を「支出命令者」に改める。

別表第1の4の表中「法第32条第1項、」を削り、「第24条第2項及び第3項の規定により」を「第24条第1項の規定により欠損金をうめるために」に、「第24条第4項」を「第24条第1項」に改める。

別表第1の5の表中「共済組合掛金等」を「住民税等」に、「上記以外の預り金」を「共済組合掛金、各種保険料等上記以外の預り金」に改める。

別表第2備考2及び別表第3備考2を次のように改める。

- 2 支払伝票には、「支払伝票に証拠書類として添付する主な書類」欄に掲げるもののほか次に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 支出負担行為決議書

- (2) 委任状、債権差し押さえに関する書類その他これに類する書類
- (3) 納品書（1件3万円以上の物品の購入に限る。）

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

---

**沖縄県企業局管理規程第3号**

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 仲 田 文 昭

**沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第8条の2」を「第8条の3」に改める。

第8条の3第1項中「次に掲げる」を「中学校就学の始期に達するまでの子のある」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる」を「中学校就学の始期に達するまでの子のある」に改める。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

---

**沖縄県企業局管理規程第4号**

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 仲 田 文 昭

**沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第13号中「及びその執行管理」を削り、同条中第25号を第26号とし、第14号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 予算の執行管理（配水管理課の所掌に属する事務を除く。）に関する事。

第6条中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 水道施設及び工業用水道施設の改良（小規模な事業に限る。）及び修繕に係る予算の要求並びにその執行管理に関する事。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

---

**沖縄県企業局管理規程第5号**

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 仲 田 文 昭

**沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局事務決裁規程（平成10年沖縄県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4の9の項中「支出予算」の次に「（別表第5の2の項に規定する支出予算を除く。）」を加える。

別表第5中「固定資産管理規程」を「1 固定資産管理規程」に改め、同表に次のように加える。

2 水道施設及び工業用水道施設の改良（小規模な事業に限る。）及び修繕に係る支出予算の執行を調整すること。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局訓令第2号**

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 仲 田 文 昭

**非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令**

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「禁鋼」を「禁鋼」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「給与」を「給料」に改める。

第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条第4号中「含む」の次に「。以下同じ」を、「ため」の次に「又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため」を、「5日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加え、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加え、同条を第17条とする。

(5) 次に掲げる者（イ、ウ及びエに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

第15条第8号中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「給与」を「給料」に改め、「により計算した額」の次に「（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 通勤費用相当額は、月の1日からその月の末日までの間における通勤回数により計算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。）を翌月の10日までに支給するものとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した額をその都度支給することができる。

第10条の次に次の1条を加える。

（通勤費用相当額）

**第11条** 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる非常勤職員に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤（非常勤職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。以下同じ。）するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者（第3号に掲げる者を除く。） 当該交通機関の利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額又は平均1か月当たりの通勤所要回数分の回数券の価額のうち最も低廉となるものを平均1か月当たりの通勤所要回数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（次号に掲げる者を除く。） 別表第1の距離区分欄に掲げる距離に応じ同表の額欄に掲げる額

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 利用する交通機関の距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者 前2号に定める額

イ 第1号に定める額が第2号に定める額以上である者（アに掲げる者を除く。） 第1号に定める額

ウ 第1号に定める額が第2号に定める額未満である者（アに掲げる者を除く。） 第2号に定める額

2 勤務した日のうち通勤が片道のみである場合には、前項の額に2分の1を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

3 非常勤職員は、新たに任用された場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合には、通勤届（第4号様式）により、その通勤の実情を速やかに総務企画課長に届け出なければならない。

4 通勤費用相当額は、これを受けている非常勤職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から支給額を改定する。ただし、通勤費用相当額を増額して改定する場合は、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から改定する。

5 総務企画課長は、現に通勤費用相当額の支給を受けている非常勤職員について、第1項の要件を満たしているかどうか及び通勤費用相当額が適正であるかどうかを、当該非常勤職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

別表中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に改め、同表を別表第2とする。

附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第11条関係）

距離区分(片道)	額
5キロメートル未満	110円
5キロメートル以上10キロメートル未満	260円
10キロメートル以上15キロメートル未満	410円
15キロメートル以上20キロメートル未満	560円
20キロメートル以上25キロメートル未満	710円
25キロメートル以上30キロメートル未満	850円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,130円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,250円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,340円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,450円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,550円
60キロメートル以上65キロメートル未満	1,640円

65キロメートル以上70キロメートル未満	1,740円
70キロメートル以上	1,900円

第3号様式の次に次の1様式を加える。  
**第4号様式（第11条関係）**

通 勤 届

年 月 日提出

所属長		勤務公署名					
殿		所在地					
氏名	印	平均1か月当たりの通勤所要回数					
住所							
非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程第12条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。							
届出の理由（該当する□にレ印を付する。）				□ 直前の届出の区間と同一の区間がある。 （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）			
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃の負担額の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）				（届出の理由が生じた日） 年 月 日			
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 □		住居から（ 経由 ） まで	・ km	分		円	
2 □		から（ 経由 ） まで	・ km	分		円	
3 □		から（ 経由 ） まで	・ km	分		円	
4 □		から（ 経由 ） まで	・ km	分		円	
5 □		から（ 経由 ） まで	・ km	分		円	
		から（ 経由 ） まで	・ km	分		円	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等					総 通 勤 距 離	km	
					総 所 要 時 間	分	
記入上の注意及び添付書類 1 「平均1か月当たりの通勤所要回数」欄には、常勤の職員と同様の勤務形態の場合は21回と記入する。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、バス等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（1か月）、回数券等の別を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、回数券の価額等乗車券等に応ずる額を記入する。 5 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。 6 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 7 通勤経路の略図（経路朱線）は、この様式の裏面に記入する。 8 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 9 届出を行う場合は、通勤届に次に掲げる書類を添付すること。 (1) 住民票その他居住地を証明する書類 (2) 運賃の負担を証明する領収書等（自動車等を使用することを常例とする者を除く。）							

**附 則**

（施行期日）

- この訓令は、平成24年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 改正後の第11条の規定は、この訓令の施行の日前から引き続き任用されている非常勤職員で、当該任用に係る任用期間が満了していない者については、当該任用期間が満了する日までの間、なお従前の例による。ただし、当該任用期間をこの訓令の施行の日以後に更新する場合にあっては、当該更新された期間についてはこの限りでない。

## 病 院 事 業 局 事 項

### 沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程及び沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程及び沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令

(沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部改正)

第1条 沖縄県病院事業局嘱託員設置規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別に定める通勤相当額を支給することができる」を「通勤費用相当額を支給する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 通勤費用相当額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）の規定の適用を受ける職員の例による。

(沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「別に定める通勤相当額を支給することができる」を「通勤費用相当額を支給する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 通勤費用相当額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）の規定の適用を受ける職員の例による。

#### 附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

### 沖縄県病院事業局訓令第3号

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第10条中「非常勤職員の給与」を「前項の給料」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

非常勤職員の給与は、給料及び通勤費用相当額とする。

第10条に次の1項を加える。

3 第1項の通勤費用相当額については、非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の規定の適用を受ける職員の例による。

第11条第1項中「非常勤職員の給与」を「前条第2項の給料」に、「この条」を「この項」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前条第3項の通勤費用相当額は、月の1日からその月の末日までの間における通勤回数により計算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。）を翌月の10日までに支給するものとする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した額をその都度支給することができる。

第16条第4号中「含む」の次に「。以下同じ」を、「ため」の次に「、又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため」を、「5日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加え、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 次に掲げる者（イ、ウ及びエに掲げる者にあっては、非常勤職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第2項の規定は、この訓令の施行の前日から引き続き任用されている非常勤職員で、当該任用に係る任用期間が満了していない者については、当該任用期間が満了するまでの間、なお従前の例による。ただし、当該任用期間をこの訓令の施行の日以後に更新する場合にあっては、当該更新された期間についてはこの限りでない。

#### 沖縄県病院事業局訓令第4号

沖縄県病院事業局嘱託員の時間外勤務手当の支給に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

#### 沖縄県病院事業局嘱託員の時間外勤務手当の支給に関する規程を廃止する訓令

沖縄県病院事業局嘱託員の時間外勤務手当の支給に関する規程（平成23年沖縄県病院事業局訓令第5号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8